

宮前区役所契約業者等選定委員会要綱

(趣旨及び設置)

第1条 宮前区役所が所管する物品調達、賃貸借及び委託の契約に係る事務（以下「契約事務」という。）の公正かつ的確な執行を確保するため、宮前区役所契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 副区長（まちづくり推進部長兼務）
- (3) 区民サービス部長
- (4) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (5) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (6) 道路公園センター所長

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会は、区長を委員長、副区長を副委員長とし、委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、契約事務の公正かつ的確な執行を確保するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 契約方法及び指名業者の選定に関する事。
- (2) 物品調達契約及び貸借契約に係る機種の選定に関する事。
- (3) プロポーザル方式等による随意契約における契約業者の選定に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(選定基準)

第6条 委員会は、業者を選定しようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 信用状態に関する事。
- (2) 不誠実な行為の有無に関する事。
- (3) 市及び他官庁における同様な契約について実績を有する事。
- (4) 技術及び施行能力が優れている事。

(関係職員の出席)

第7条 契約に係る事業を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、契約内容等の説明のために委員会に出席するものとする。

2 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり推進部総務課において処理する。

(手続)

第9条 所管課長は、委員会の審議の対象となる契約を締結しようとするときは、あらかじめ委員会の審議事項について、契約業者等選定依頼書（第1号様式）及び委員会会議資料（第2号様式）をまちづくり推進部総務課長あてに提出するものとする。

2 まちづくり推進部総務課長は、委員会開催後、その結果について、契約業者等選定通知書（第3号様式）により所管課長あてに通知するものとする。

(プロポーザル方式による契約業者の選定)

第10条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定を適用し、プロポーザル方式により契約業者を選定するときは、あらかじめその方式の妥当性、評価委員、評価項目及びそのウエイト、評価基準その他の必要な事項について、委員会の承認を得なければならない。

2 所管課長は、技術提案書等を評価した結果を委員会へ報告し、委員会の承認を得なければ契約を締結することができない。

（適用除外）

第11条 次の各号のいずれかに該当する契約及び財政局資産管理部契約課に契約締結を依頼する契約については、委員会による審議の対象としない。ただし、委員長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 川崎市契約規則第24条の2各号の規定に基づく額の範囲内で見積合わせを行うもの

(2) 賃貸借契約が期間満了により再度契約する場合において、契約を締結しようとする相手が引き続いて特定されるとき。

(3) 災害時の応急対策等緊急の必要があるとき。

（持ち回り議決）

第12条 第4条の規定にかかわらず、委員長において特に緊急を要すると認めるときは、契約業者等選定依頼書兼持ち回り議決書（第4号様式）により、委員会の議決をすることができる。

2 委員長は、前項の措置を講じたときは、その結果を次の委員会に報告するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、契約事務の取扱について必要な事項は区長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成6年7月14日から施行する。

（改正）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 1 2 年 2 月 2 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 2 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 5 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 2 2 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 1 8 年 1 月 4 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。